

## 菊川市オープンデータ利用規約

### (趣旨)

- 第1条 この規約は、菊川市が公開するオープンデータ（以下「市オープンデータ」という。）の適切な利用を図るため、必要な事項を定めるものとする。
- 市オープンデータの利用によって、利用者は本規約を承諾したものと見なす。
  - 本規約の内容は必要に応じて変更する場合がある。

### (リンクの取り扱い)

- 第2条 市オープンデータをまとめて掲載している菊川市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのリンクは、原則として自由に設定できるものとする。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合は注記のとおりに対応すること。
- リンク元サイトのコンテンツが次のいずれかに該当すると認められるときは、リンクの設定を認めないものとする。
    - 公序良俗に反するものである場合。
    - 法令等に違反し、又はその恐れがある内容を含むもの。
  - リンクを設定する際は、次のことを遵守すること。
    - 市ホームページへのリンクである旨を明示すること。ただし、許可や連絡の必要はないものとする。
    - 市ホームページが他のホームページ中に組み込まれるような設定はしないこと。

### (知的財産権に係る事項)

- 第3条 市オープンデータの著作権は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0 国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>) のもとでライセンス化している。データの利用にあたっては、ライセンスに従い用途に合わせたクレジット表記等を行うこと。
- ライセンスされているデータを改変せずにそのまま複製して利用する場合は、ライセンス表示と共に著作権者名（菊川市）及びデータ名を明記する。
  - ライセンスされているデータを改変して利用する場合は、ライセンス表示、著作権者名及びデータ名に加え、改変を行った旨を明記する。
- 2 市ホームページ全体、及び文章やイラスト等の個々の情報は、それぞれ著作権の対象となっている。データの利用者は、第三者の知的財産権を尊重するものとし、それらの情報の取り扱いについて慎重な配慮を行うこと。

### (本市の免責事項)

- 第4条 市オープンデータ及び市オープンデータに関する利用者の行動における本市の責任について、次のように定める。
- 本市は情報掲載の際にさまざまな注意を払うが、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性等について、いかなる保証を行うものではない。
  - 市オープンデータとして公開する情報は、本市の活動に関する情報の一部であって、その全てを網羅するものではない。
  - 市オープンデータとして公開する情報は、公開時点の情報であり、全ての情報において、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除を行う場合がある。

- (4) 市ホームページのURLは、事前に予告することなく変更する場合がある。
- (5) 掲載データの改変、削除又は市ホームページURL変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合、その他一切の影響及び利用者が発生する損害について、本市は一切の責任を負わない。
- (6) 市ホームページの保守、火災や停電その他の自然災害、ウイルスや第三者の妨害行為等によりやむを得ず市オープンデータの提供を停止した際、そのことによる利用者に損害が生じた場合に、本市は一切責任を負わないものとする。
- (7) 本市は、市ホームページからリンクされているサイトについて、その掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではない。

(弁償)

第5条 利用者による市ホームページや市オープンデータの利用、利用者の本規約違反若しくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、本市は一切責任を負わない。

2 利用者による本規約違反若しくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関連して本市に費用が発生（賠償金の支払いを含む。）した場合には、利用者は当該費用を弁償するものとする。

(利用規約違反者への対応)

第6条 当規約に違反した者については、違反内容を鑑み、データ利用禁止勧告等相当と思われる対応を行う。

2 規約違反者を発見した場合、電子メールや電話番号等を通して、本市へその旨を連絡するものとする。

(雑則)

第7条 本規約は、関係する法令に従って解釈又は適用されるものとする。

2 本市と利用者の中で、提供するデータや本規約に関して紛争が生じた場合、誠実な対応を心掛け、相互が満足できる解決を図る。

附 則

この規約は平成31年1月4日に制定し、同日に施行する。